

令和4年6月期の期末手当の改定について 最終回答

令和4年3月10日

- 1 定年前職員及び再任用職員の令和4年6月期の期末手当の改定については、令和3年人事院勧告に基づく国家公務員の改正給与法が可決・成立することを前提として、国の決定に準じ、令和4年2月8日付けの提案どおり、実施する。
- 2 新型コロナウイルス感染症予防を始めとした職員の健康管理に資する取組について、引き続き検討を進める。